



平成 27 年 8 月 17 日

各 位

会社名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号
代表者 代表取締役社長 石坂 信也
(コード 3319 東証第二部)
問合せ 最高財務責任者 酒井 敦史
(TEL 03-5408-3188)

新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」を参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、創業当時から「インターネットを通じて、日本のゴルフに必要な変革をリードする」というミッションを掲げ、気軽にゴルフが楽しめる環境をつくり、ゴルファーの活性化とゴルフ人口の拡大を実現するために、インターネットによるゴルフ総合サービスの提供を行ってまいりました。「買いたい&売りたい、予約したい、知りたい」というゴルファーのコアニーズに応える 3 サービス『リテールビジネス (買いたい&売りたい)』、『ゴルフ場ビジネス (予約したい)』及び『メディアビジネス (知りたい)』を一つの Web サイトに融合し、ゴルファーにワンストップ・ポータルサイトを提供する事業を展開しております。また、「ゴルフが上手になりたい、ゴルフを始めてみたい」というゴルファー (潜在ゴルファー) のニーズに応えるべく、平成 24 年 5 月からゴルフレッスンサービス事業を開始しております。

当社グループはこれまで、ゴルフ専門ならではの強みを活かした、ユーザーの利便性を高めるためのサービス強化等に取り組んでまいりました。特に既存の PC 向けサービスの強化・改善に加えて、スマートフォン向けサービスの強化に対する取り組みを積極的に行ってまいりましたが、今後の更なる成長のためには、『お客様接点の充実と販売チャネルの強化』、『マーケティング強化』、『ゴルファーの裾野拡大』をこれまで以上に推し進めることが必要と考え、これらの取り組みによって『世界 No. 1 のゴルフ総合サービス企業』の実現を目指しております。

今般の調達資金は、当社グループの成長に不可欠な IT 基盤を拡充するためのソフトウェア開発等のシステム投資資金及びゴルフレッスンサービス店舗「GOLFTEC by GDO」の出店拡大に係る設備投資資金に充当することにより、当社グループの持続的な成長のための事業基盤の充実を図ると同時に、財務基盤強化を進め、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指して参ります。

また、本資金調達と合わせて、株式売出しを実施いたしますが、これは新たな投資家層の拡大と株式流動性の向上を意図したものであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 817,300 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 8 月 25 日（火）から平成 27 年 8 月 28 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 27 年 9 月 4 日（金）
- (8) 受渡期日 平成 27 年 9 月 7 日（月）
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 石坂信也に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,214,700 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 石坂信也に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 748,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 石坂信也 484,000株
木村玄一 140,000株
木村正浩 100,000株
株式会社ゴルフダイジェスト社 14,000株
吉川雄大 10,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 石坂信也に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 417,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び 処分価格（募集価格）並びに引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、SMB C日興証券株式会社が当社株主である石坂信也（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 石坂信也に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 417,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMB C日興証券株式会社 417,000株
- (5) 申 込 期 日 平成 27 年 9 月 29 日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 9 月 30 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 石坂信也に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という。）並びに株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に伴い、その需要状況等を勘案し、417,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年8月17日（月）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成27年9月25日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成27年8月25日（火）の場合、「平成27年8月28日（金）から平成27年9月25日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成27年8月26日（水）の場合、「平成27年8月29日（土）から平成27年9月25日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成27年8月27日（木）の場合、「平成27年9月1日（火）から平成27年9月25日（金）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成27年8月28日（金）の場合、「平成27年9月2日（水）から平成27年9月25日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

となります。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,547,000株	(平成27年7月31日現在)
一般募集による増加株式数	817,300株	
一般募集後の発行済株式総数	17,364,300株	
本第三者割当増資による増加株式数	417,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	17,781,300株	(注)

(注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行」に記載の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,214,743株	(平成27年7月31日現在)
一般募集による処分株式数	1,214,700株	
処分後の自己株式数	43株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資は、当社グループの持続的な成長のために事業基盤の充実を図る目的で行うものであります。当社グループは将来の成長のため、特に『お客様との接点の充実と販売チャネルの強化』、『マーケティング強化』、『ゴルファーの裾野拡大』に取り組んでおります。手取概算額合計上限2,610,842,450円は、当社グループの将来の成長に向けた取り組みに不可欠なIT基盤を拡充するためのソフトウェア開発等のシステム設備投資資金、ゴルフレッスンスタジオ「GoIfTEC by GDO」店舗の出店拡大に係る設備投資資金及び中古ゴルフショップ「ゴルフガレージ」の出店拡大に係る設備投資資金等に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

1,907百万円(平成27年12月期に96百万円、平成28年12月期に894百万円、平成29年12月期に917百万円)をソフトウェア開発に係る設備投資資金に充当する予定であります。特に急速に普及しているスマートフォンやタブレット等モバイルデバイスへの迅速なサービス適応は、今後の成長のための必須課題であると当社グループでは捉えており、モバイルサービス最適化のためのシステム改修に充当する予定であります。また、当社グループの強みである顧客データの分析によるマーケティングをより強化するため、データ分析システムの改善、その他既存のシステムの改修を行う予定であります。さらに、当社グループにとってビジネスの基盤であるシステムの安定稼働は今後も重要な課題であり、システムの負荷分散やセキュリティ強化のための対応を行う予定であります。

490百万円を平成29年12月末までに、当社の100%子会社でありゴルフレッスンサービス事業を行っている株式会社GDOゴルフテックへの融資資金に充当する予定であります。当社グループは『お客様との接点の充実と販売チャネルの強化』、『ゴルファーの裾野拡大』という取組みの一環として、平成24年5月からゴルフレッスンサービス事業を開始しております。インターネットチャネルに対してリアルチャネルとして実店舗で行う当該事業は、潜在ゴルファーをゴルフ市場へ誘う入口になるとともに、ITサービスを中心とする当社グループにとって、お客様と直接触れ合える貴重な場となります。また、インドアで行う当該事業は天候等に左右されがちなゴルフ関連事業のボラティリティを安定化させること等から、当該事業を当社グループの大きな事業軸とするために今回融資するものであります。なお、融資先である株式会社GDOゴルフテックの使途詳細につきましては、次の通りであります。78百万円を平成28年12月期にゴルフレッスンサービス店舗「GoIfTEC by GDO」新規出店2店舗に係る設備投資資金に充当、117百万円を平成29年12月期に「GoIfTEC by GDO」新規出店3店舗に係る設備投資資金に充当する予定であります。また、295百万円を平成29年12月末までに上記の事業拡大に伴うコーチや新店舗スタッフ増強に係る人件費等の一部に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

25 百万円を平成 27 年 12 月末までに、中古ゴルフショップ「ゴルフガレージ」新規出店 1 店舗（売場面積 40～60 坪を想定）に係る設備投資資金に充当する予定であります。

残額については、平成 29 年 12 月末までに集客及び販売促進を目的とした個別のマーケティング費用に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分に関する基本方針は、業績の状況及び内部留保のバランスに配慮しながら、株主の皆様への利益還元を積極的に実施することとしております。

当社は、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めており、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業成長に欠かせない 3 つの基盤（IT 基盤、マネジメント基盤、人・組織的基盤）の拡充や、積極的な事業開発及びサービス開発等、将来の成長に向けた取組みに経営資源を集中させるために、最適な時機を判断して使用することを考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
1 株当たり（連結）当期純利益 又は 1 株当たり（連結）当期純 損失（△）	△4.46 円	3.50 円	12.16 円
1 株 当 たり 配 当 額 （うち 1 株当たり中間配当額）	— (—)	— (—)	2.50 円 (—)
実績（連結）配当性向	—	—	20.7%
自己資本（連結）当期純利益率	△3.4%	2.7%	8.9%
（連結）純資産配当率	—	—	1.8%

- (注) 1. 平成 25 年 12 月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、平成 25 年 12 月期は個別財務諸表の数値、平成 24 年 12 月期及び平成 26 年 12 月期は連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 平成 25 年 7 月 1 日付で株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、平成 24 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり（連結）当期純利益又は 1 株当たり（連結）当期純損失を算出しております。
3. 実績（連結）配当性向は、1 株当たり配当額を 1 株当たり（連結）当期純利益で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 自己資本（連結）当期純利益率は、（連結）当期純利益又は（連結）当期純損失を、自己資本（（連結）純資産額合計から新株予約権を控除した額での期首と期末の平均）で除した数値です。なお、平成25年12月期は前期末の連結財務諸表及び当期末の個別財務諸表の自己資本を、平成26年12月期は前期末の個別財務諸表及び当期末の連結財務諸表の自己資本を用いて算出しております。
5. （連結）純資産配当率は、1株当たり配当額を1株当たり（連結）純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、平成26年12月期は前期末の個別財務諸表及び当期末の連結財務諸表の純資産額を用いて算出しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用し、会社法の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

なお、今回の一般募集及び本第三者割当増資後の発行済株式総数上限 17,781,300 株に対する下記の交付株式残数の比率は 3.1%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

平成 27 年 7 月 31 日現在

株主総会決議日・取締役会決議日	新株式発行予定残数	権利行使価額 (資本組入額)	権利行使期間
平成 20 年 3 月 26 日	8,000 株	349 円 (175 円)	平成 22 年 4 月 25 日から 平成 30 年 4 月 24 日まで
平成 25 年 5 月 10 日	541,400 株	205 円 (103.74 円)	平成 26 年 2 月 14 日から 平成 29 年 2 月 13 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
始 値	10,470 円	8,200 円 ※165 円	214 円	373 円
高 値	14,260 円	22,000 円 ※235 円	471 円	1,345 円
安 値	7,040 円	8,200 円 ※152 円	168 円	348 円
終 値	8,100 円	16,980 円 ※206 円	381 円	1,336 円
株価収益率	一倍	58.9 倍	31.3 倍	一倍

(注) 1. ※印は、平成 25 年 7 月 1 日付株式分割による権利落後の株価であります。

2. 株価は、平成27年4月30日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、平成27年5月1日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 平成27年12月期の株価等については、平成27年8月14日（金）現在で記載しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり（連結）当期純利益で除した数値です。なお、平成24年12月期については連結当期純損失を計上しているため、また平成27年12月期については期中であるため記載しておりません。さらに、平成25年12月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、平成25年12月期は個別財務諸表の1株当たり当期純利益にて算出しております。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である石坂信也、木村玄一、木村正浩、株式会社ゴルフダイジェスト社及び吉川雄大並びに当社株主である伊藤修武は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 27 年 8 月 17 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

① 氏名	石坂信也
② 住所	東京都渋谷区
③ 当社との関係	当社代表取締役社長

(2) 新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名称	株式会社ゴルフダイジェスト社
② 所在地	東京都港区新橋六丁目 18 番 5 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木村玄一
④ 事業内容	書籍・雑誌の出版等
⑤ 資本金	2,125 万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 石坂信也

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合（注）	大株主順位
異動前 (平成 27 年 8 月 17 日現在)	37,326 個 (3,732,600 株)	24.35%	第 1 位
異動後	32,486 個 (3,248,600 株)	18.71%	第 2 位

(2) 株式会社ゴルフダイジェスト社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合（注）	大株主順位
異動前 (平成 27 年 8 月 17 日現在)	32,640 個 (3,264,000 株)	21.29%	第 2 位
異動後	32,500 個 (3,250,000 株)	18.72%	第 1 位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 27 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 16,547,000 株から議決権を有しない株式として平成 27 年 7 月 31 日現在の自己株式 1,214,743 株及び単元未満株式 398 株を控除した総株主の議決権の数 153,318 個を基準に算出しております。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 153,318 個に平成 27 年 8 月 17 日開催の当社取締役会において決議した公募による新株式発行による増加議決権数 8,173 個及び公募による自己株式の処分による増加議決権数 12,147 個を加え、総株主の議決権の数を 173,638 個として算出しております。
3. 大株主順位は、平成 27 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 異動予定年月日

平成27年9月7日（月）

5. 今後の見通し

当該主要株主である筆頭株主の異動による当社の経営及び業績等に与える影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。